

監査の結果

1 監査の種類

財政援助団体等の監査

2 監査の対象部課等

厚木市老人クラブ連合会

3 監査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 監査の実施内容

次に掲げる財務に関する事務を主に、事務が法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出により書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 財産の管理に関する事務
- (4) 庶務その他事務

5 監査の結果

監査の対象となった事務については、次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。

【指摘事項】

給与費について、厚木市老人クラブ連合会事務局パートタイム職員服務規程で定められたとおりに勤務していない職員がいました。